

第三号議案 会費改定承認の件

現行会費

区分	グループ	会費種別	会費月額
I. 正会員	第1グループ	資本金 5,000 万円以上の法人	4,000 円
	第2グループ	資本金 2,000 万円以上の法人	3,000 円
	第3グループ	資本金 1,000 万円以上の法人	1,600 円
	第4グループ	資本金 1,000 万円未満の法人、その他	600 円
	第5グループ	法人グループ	600 円
	第6グループ	関連法人①	600 円
	第7グループ	関連法人②	200 円
II. 賛助会員	第8グループ	個人事業主等	600 円

I) 正会員：株式会社、有限会社などの法人

- ※1 資本金以外（基本金、出資金など）の場合は第4グループに含める。
- ※2 法人グループとは同一建物などで次のいずれかの条件に適合し、当会正副会長会において承認された法人のグループを言う。
  - イ 当該グループの全ての法人が加入する事。
  - ロ 当会事務局に代わり各種事務代行ができる機関を持つ事。
  - ハ 当該グループの構成法人数が 15 社以上ある事。
- ※3 関連法人①及び②は次の条件に適合する法人を言う。
  - イ 関連法人①＝登記が他地区にある法人の支社、支店、出張所、金融機関。
  - ロ 関連法人②＝法人会員の当署所管内の子会社、関連会社、同一経営者法人（親族含む）で会報案内物などが不要。ただし会報案内物などが必要な場合は 600 円。

II) 賛助会員：個人事業主、正会員以外の支店・出張所、個人

-----

会費改定(案)

区分	グループ	会費種別	会費月額
I. 正会員	第1グループ	資本金 5,000 万円以上の法人	5,000 円
	第2グループ	資本金 2,000 万円以上の法人	4,000 円
	第3グループ	資本金 1,000 万円以上の法人	2,000 円
	第4グループ	資本金 1,000 万円未満の法人	1,000 円
	第5グループ	関連法人①	1,000 円
	第6グループ	関連法人②（会報有り）	1,000 円
	第7グループ	関連法人②（会報不要）	400 円
II. 賛助会員	第8グループ	法人（正会員以外の支店、出張所など）	1,000 円
	第9グループ	個人、個人事業主	700 円

◆令和8年4月1日より施行する。

※賛助会員：法人と個人・個人事業主を別グループで区分する。